

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う 国土交通省関係省令の整備に関する省令の概要

国土交通省

1. 改正の背景

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成26年法律第39号）（5月21日公布）を施行するに当たり、都市再生特別措置法施行規則（平成14年国土交通省令第66号）等について所要の改正を行うこととする。

2. 改正の概要

（1）都市再生特別措置法施行規則の一部改正

- ① 都市再生整備計画に基づく事業等の交付金を定める際に勘案する都市機能の内容に、立地適正化計画に適合する都市機能を追加することとする。
- ② 特定住宅整備事業を行おうとする者が都市計画の決定等の提案を行う場合において、市町村に提出しなければならない書類を定めることとする。
- ③ 誘導施設の整備に関する事業の施行に関連して必要となる事業は、市街地再開発事業等とする。
- ④ 立地適正化計画の変更手続を要しない軽微な変更は、誘導施設の整備に関する事業等の変更とする。
- ⑤ 居住誘導区域外及び都市機能誘導区域外において建築等の届出を行う場合における届出書の様式等を定めることとする。
- ⑥ 居住調整地域において開発許可関係事務を処理しようとする市町村長が告示すべき内容は、開発許可関係事務の処理を開始する旨及び開始する日とする。
- ⑦ 民間誘導施設等整備事業計画の認定の申請を行う場合における申請書の様式等を定めることとする。
- ⑧ 国土交通大臣が民間誘導施設等整備事業計画を認定したときに公表しなければならない事項は、誘導施設等整備事業の名称及び目的等とする。
- ⑨ 民間都市機構が誘導施設等整備事業に対する支援業務を行う場合において従うべき基準は、一般の金融機関の行う金融等を補完するものであることとする。
- ⑩ 駐車場配置適正化区域内において特定路外駐車場を設置の届出を行う場合における届出書の様式等を定めることとする。
- ⑪ 跡地等管理協定が適合していなければならない基準は、当該跡地の境界が明確に定められていなければならないこと等とする。
- ⑫ その他所要の改正を行うこととする。

（2）その他、建築基準法施行規則等について、所要の改正を行うこととする。